

(下線部分は改正箇所)

改正後		改正前	
(用語の意義)		(用語の意義)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
(削る)		<u>(2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。</u>	
<u>(2)</u> (略)		<u>(3)</u> (略)	
<u>(3)</u> (略)		<u>(4)</u> (略)	
(指定地域等)		(指定地域等)	
第3条 条例第2条第3号の面積は、50,000平方メートルとし、同号及び <u>同条第7号</u> の規則で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。		第3条 条例第2条第3号の面積は、50,000平方メートルとし、同号及び <u>同条第4号</u> の規則で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする	
(1)及び(2) (略)		(1)及び(2) (略)	
別表 (第5条関係)		別表 (第5条関係)	
奨励金の種類	要件	奨励金の種類	要件
工場等新設奨励金及び工場等増	(略)	工場等新設奨励金及び工場等増	(略)

改正後		改正前	
設奨励金		設奨励金	
高度先端産業立地促進奨励金	1 及び 2 （略） 3 工場等の新設又は増設に伴い <u>常用雇用者が5人以上増加すること。</u> ただし、当該工場等の新設又は増設に係るロボット等の先端的な設備の導入による労働生産性の向上が図られると市長が認めるときは、この限りでない。 4 及び 5 （略）	高度先端産業立地促進奨励金	1 及び 2 （略） 3 工場等の新設又は増設に伴い <u>新たに常用雇用者を5人以上雇用すること。</u> ただし、当該工場等の新設又は増設に係るロボット等の先端的な設備の導入による労働生産性の向上が図られると市長が認めるときは、この限りでない。 4 及び 5 （略）
備考 高度先端産業立地促進奨励金の項中 3 のただし書の規定を適用する場合における奨励金の交付対象企業として指定する要件の <u>増加する</u> 常用雇用者数は、少なくとも 2 人以上とする。		備考 高度先端産業立地促進奨励金の項中 3 のただし書の規定を適用する場合における奨励金の交付対象企業として指定する要件の <u>新たに雇用する</u> 常用雇用者数は、少なくとも 2 人以上とする。	
第 2 号様式（第 6 条関係）		第 2 号様式（第 6 条関係）	
<u>増加する</u> 常用雇用者数（予定） ※ <u>第 2 条 第 3 号</u> の常用雇用者数を記載		<u>新たに雇用する</u> 常用雇用者数（予定） ※ <u>第 2 条 第 1 項 第 4 号</u> の常用雇用者数を記載	
添付書類		添付書類	
1 から 1 1 まで （略）		1 から 1 1 まで （略）	
<u>1 2</u> 宣誓書		(新設)	

改正後	改正前
13（略） 第4号様式（第7条関係） 増加した常用雇用者数 ※1 高度先端産業立地促進奨励金の交付を受けようとする場合は、<u>第2条第3号</u>に規定する常用雇用者数を記入してください。 添付書類 1（略） 2 高度先端産業立地促進奨励金 (1)（略） (2) <u>増加した</u>常用雇用者の名簿（雇用年月日、氏名及び住所を記載したもの）	12（略） 第4号様式（第7条関係） 新たに雇用した常用雇用者数 ※1 高度先端産業立地促進奨励金の交付を受けようとする場合は、<u>第2条第4号</u>に規定する常用雇用者数を記入してください。 添付書類 1（略） 2 高度先端産業立地促進奨励金 (1)（略） (2) <u>新たに雇用した</u>常用雇用者の名簿（雇用年月日、氏名及び住所を記載したもの）